

三重県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託に関する質問及び回答

番号	質疑	回答
1	<p>「個人情報取扱いに関する特記事項」第13条に定められた情報の廃棄について、債権管理回収業に関する特別措置法施行規則第15条第2項にて管理終了後の保存期間が定められておりますが、1項に基づきその期間経過後の廃棄をする旨の指示を頂くことは可能でしょうか？</p>	<p>可能です。 (契約満了時にお声かけさせていただきます)</p>
2	<p>上記に関係し、廃棄後に書面にて貴庁へ提出する必要があると存じますが、年数が空くことから、保存期間経過頃等に貴庁より、書類廃棄実施の有無についての確認の書面を頂戴することは可能でしょうか？</p>	<p>可能です。</p>
3	<p>今回委託予定の件数及び金額の内訳をご教示ください。</p> <p>①3年以上経過した件数と金額 ②3年未満の件数と金額 ③初委託の（一度も弁護士又はサービサー等へ依頼したことの無い）件数と金額 ④現状委託済み分の（弁護士又はサービサー等へ依頼したことがある）件数と金額 ⑤予定件数の債務者数、連帯債務者、連帯保証人の内訳</p>	<p>今回委託する債権につきましては、仕様書のとおり、原則過去1年以上返済がないもの等の基準に基づき、今後選定することとしており、現時点では未定です（仕様書の委託予定件数及び金額については、現在の契約と同等とすることを想定して記載したものです）。</p> <p>なお、現在の契約（令和3年度から令和5年度）における令和3年度委託時の件数及び金額の内訳は以下のとおりでした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3年以上経過した件数と金額 133件 6,913万円 2. 3年未満の件数と金額 82件 3,475万円 3. 初委託の（一度も弁護士又はサービサー等へ依頼したことの無い）件数と金額 118件 4,882万円 4. 現状委託済み分の（弁護士又はサービサー等へ依頼したことがある）件数と金額 97件 5,506千円 5. 予定件数の債務者数、連帯債務者、連帯保証人の内訳

		債務者数：121人 連帯債務者数：96人 連帯保証人数：111人 （複数債権の重複者除く）
4	貴庁の承諾を得て再委託を行う場合、弊社とアライアンスを組む弁護士法人へ回収業務の再委託をすることは可能でしょうか？	事前に県が承認した場合は、委託業務の一部を第三者に委託（再委託）することが可能です。承認にあたっては、再委託しようとする業務の内容や金額等により総合的に判断します。